



秋田 厚也 議員



録画映像

成年年齢を18歳に引き下げる

民法改正に関する件

問 全国的に被害件数が増加傾向にあるが北斗市内での被害状況は

答 市長 被害の相談内容は、脱毛エステに関するトラブルなどが3件あります

問 私は、令和2年6月定例会において、「成年年齢を18歳に引き下げる民法改正について、市民に与える影響」等を一般質問していますが、このたびは、同法が施行されて4月で1年を迎えますので、法施行後の現在の状況について、第2弾としてお聞きします。

民法改正により、成年年齢を引き下げること、18歳と19歳の方々が様々なトラブルに巻き込まれることが危惧されることは以前の一般質問でお伝えしました。以下について質問をします。

(1)令和4年4月1日の法施行から現在まで10カ月ほどたっており、18歳、19歳の

成年年齢の方々がトラブルに巻き込まれる被害が増加していると言われていますが、全国で発生している具体的な被害事例及び件数について、お尋ねします。

また、一昨年と比較した場合の発生状況についてお知らせください。

(2)全国的に被害件数が増加傾向にある中で、北斗市内での被害状況について同様にお尋ねします。

また、被害にあった場合は、どのような機関に相談すると良いのか、対象年齢の方々に市として、今後、どのような被害防止対策の啓発活動を行うことを考えているのかお伺いします。

(3)成年年齢が引き下げられたことにより、北斗市が取り組む政策に若い方々の参加やまちづくりの担い手として18歳、19歳の新成人世代に期待をしています。

現在、18歳、19歳の方々が政策立案などに参加している事例はあるのか、今後の期待と可能性について、どのように考えているのか市長の考えをお伺いします。

答 (市長) (1)独立行政法人・国民生活センターの公表資料によると、契約当事者が18歳または19歳の相談件数は、令和4年4月から10月までで5千108件となり、令和3年同期期の4千849件と比較すると、5.3%の増となっています。

具体的な事例については、脱毛エステの料金に関する契約トラブルが14%と最

も多く、次いで、出会い系サイトに関するトラブル、身に覚えのない商品が届くトラブル、架空請求に関するトラブルなどとなっています。

(2)相談機関としては、市役所内の消費生活相談窓口や函館市消費生活センターとなっており、これら窓口寄せられた被害の相談内容としては、令和4年度は、昨年10月末までで、脱毛エステに関するトラブル、副業サイトの解約に関するトラブル、中古車の信販契約の解約に関するトラブルが3件あり、脱毛エステやインターネット通販に関する相談が2件あった令和3年度と比較すると、1件の増となっています。

被害防止対策の啓発活動については、18歳になる方宛へ法務省が発信する、18歳・19歳向けの特設ウェブサイトを紹介するなどの情報提供に努めています。

18歳・19歳の若年者でも契約すること、負う義務などの基本ルールや悪質商法等に対抗するための能力を身につけてもらうことが重要であり、市としては、引き続き、若年層の相談あるいは被害の状況を注視しながら、必要に応じ早期の啓発をはじめ、近隣市町とも連携しながら高等学校等における消費者教育の充実に努めてまいります。

(3)本市では、青少年育成大会や子ども議会を毎年開催し、小・中学生、高校生から、自分たちに何ができるのかといった視点から、まちづくりへの興味・関心が感じられる様々なアイデアや意見をいただいています。

また、昨年には、市と北海道教育大学函館校との協働プロジェクトとして、本市における着地型観光の宣伝方法について検討する取り組みを実施し、学生が実際に着地型観光を体験するフィールドワークや、具体的な宣伝方法を検討するディスカッションなどを行い、大学生の強みである情報発信力を生かし、ポスターやSNSでの宣伝方法についてご提案いただきました。

令和5年度についても、同様の取り組みとして、大学生との協働により、北斗市をフィールドとした地域課題解決に向けた活動を実施してまいります。

令和5年度についても、同様の取り組みとして、大学生との協働により、北斗市をフィールドとした地域課題解決に向けた活動を実施してまいります。

「18歳から“大人”になります！」

消費者トラブル等に巻き込まれたら
消費者ホットライン「188(いやや)!!」



画像：政府広報オンラインHPより